

ごみの減量・資源化について

(1) ごみの区分

事業系

事業活動に伴って発生する

廃棄物

産業廃棄物

法令により定められた 20 品目

産業廃棄物
処理業許可業

家庭系

家庭生活に伴って発生する

廃棄物

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

行政の
一般廃棄物処理施設

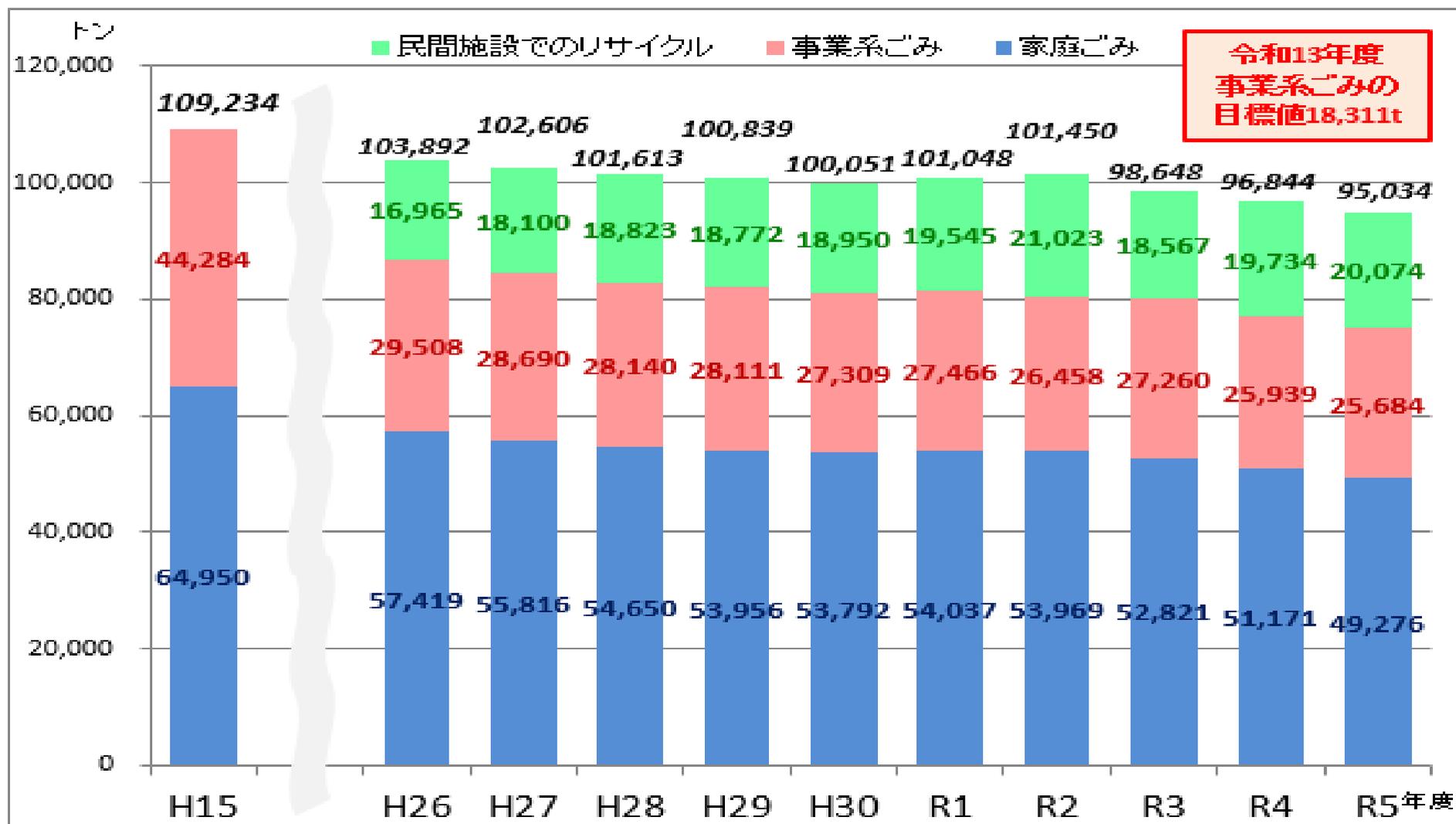
- ・八戸清掃工場
- ・八戸サイクルプラザ
- ・八戸市最終処分場

もしくは、
一般廃棄物
処理業許可業者

家庭系一般廃棄物

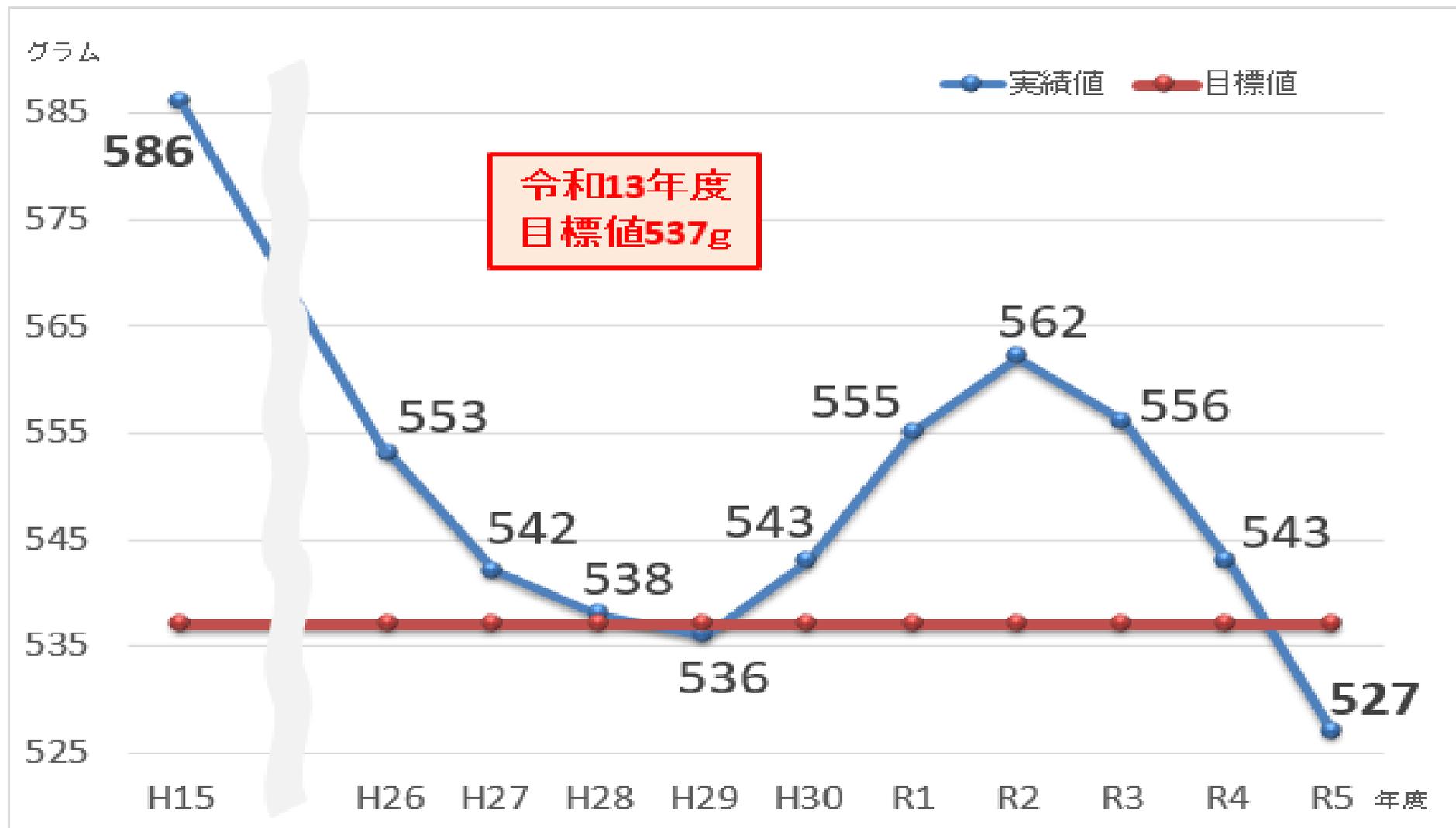
(2) 当市のごみ排出量の推移

① 総量



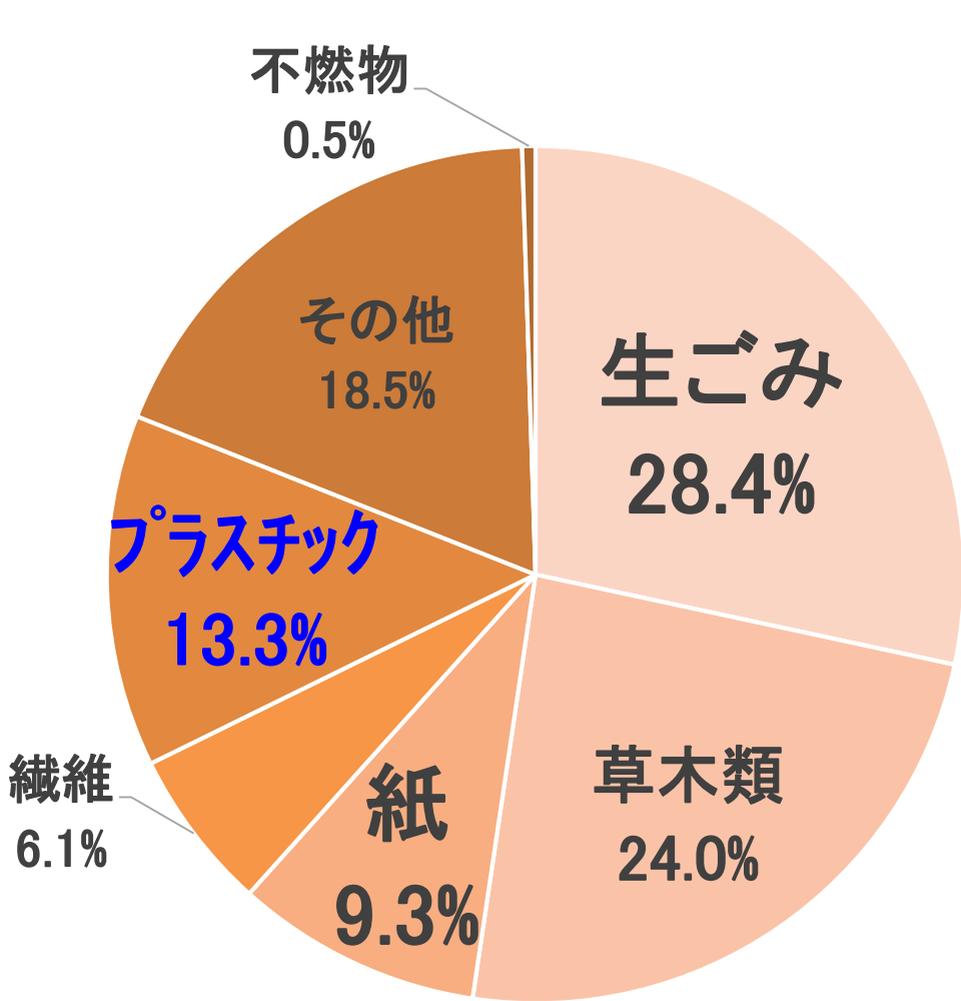
(2)当市のごみ排出量の推移

②1人1日あたりの家庭ごみ排出量(資源物除く)

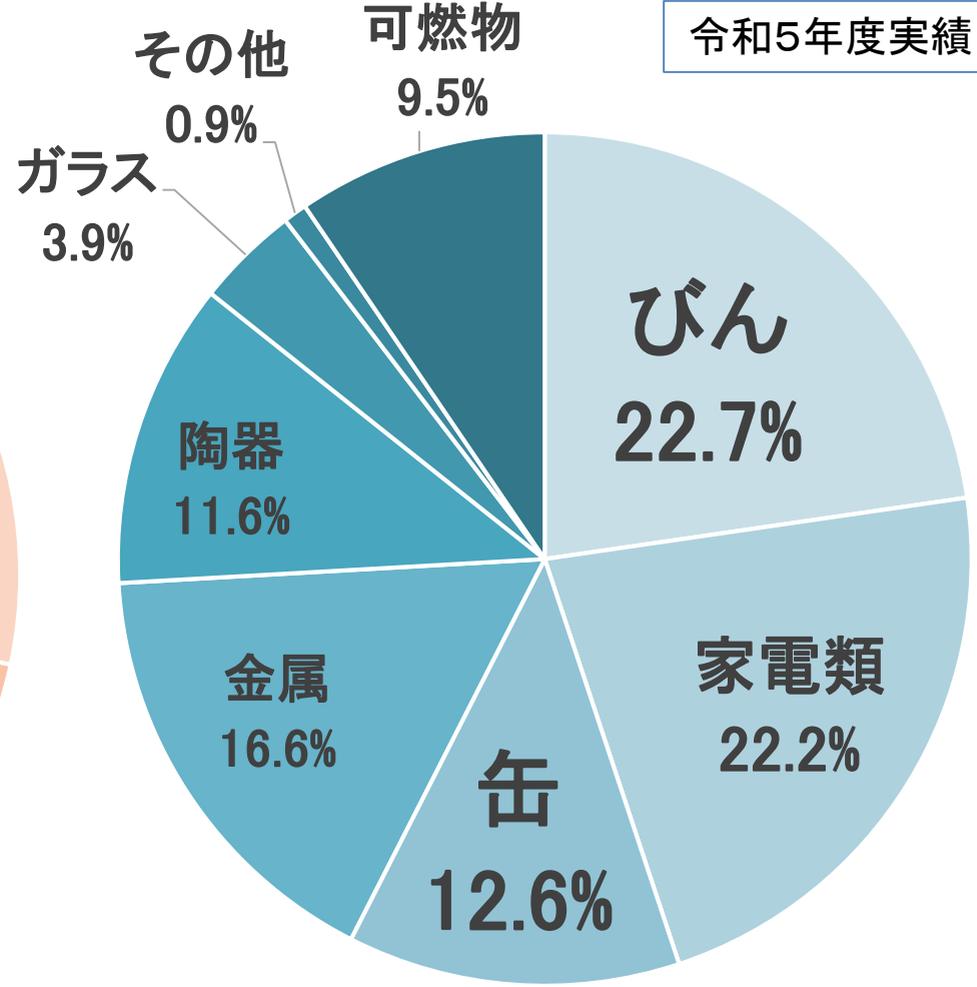


(3) 当市の家庭ごみの組成割合(重量比)

令和5年度実績



燃やせるごみ



燃やせないごみ

(4) これまでの主な取り組み

- (S60～)リサイクルパートナー制度
市に登録された町内会、子ども会、学校PTAなど、資源物回収を実施した団体に対し、奨励補助金を交付。
- (S61～)事業系ごみの適正排出・資源化指導
開放検査や事業系ごみ処理マニュアルなどによる、収集運搬業者や排出事業者への周知・指導。
- (H5～)ごみ減量推進員制度
地域におけるごみの減量化や再資源化などに関する普及啓発を職務として、各町内会から推薦された方に委嘱。
- (H13～)家庭系ごみの有料化
指定ごみ袋の販売時に、ごみ処理手数料を徴収。
- (H17～)環境学習会等の開催
小学校での環境学習会や、町内会や各団体の依頼に応じた出前講座等を開催。
- (H18～)廃食用油利活用事業
家庭から可燃ごみとして排出される廃食用油を一部商業施設などで回収し、バイオディーゼル燃料を製造。
- (H19～)「その他紙」の分別収集開始
新聞紙、段ボール、雑誌、チラシ以外の紙製容器包装や名刺サイズ以上の紙を「その他紙」として分別収集。
- (H20～)事業系紙ごみの搬入規制
事業所が排出する「資源となる紙」について、八戸清掃工場への搬入規制及び古紙取扱事業者への誘導を実施。
- (H25～)小型家電リサイクル事業
公民館などに小型家電回収ボックスを設置。
- (H26～)「ごみ減量キャンペーン」の実施
特に、令和3年度からは「8エコ大作戦」と銘打ち、食品ロスの削減などをテーマとしたイベントを実施。

(5) 今後の主な取組(動向)

①プラスチックのリサイクル

令和4年度に小中野・江陽公民館で実証事業を実施



令和4年度に小中野・江陽公民館で実証事業を実施



**プラスチック（容器包装プラスチック・製品プラスチック）の
リサイクルのため、分別へのご協力をお願いします！**



「一辺が50cmをこえない100%プラスチック製」で「汚れが付着していないもの」が対象です。

- ◆ きれいに洗っていただいた食品容器などは対象となりますが、水ですすいでも汚れが落とせないものなどは、今までどおり「燃やせるごみ」として出してください。
- ◆ 金属などを一緒にになっているものは、金属部分はずすことができれば対象となります。

対象となるプラスチックの例

〈容器包装プラスチック〉	〈製品プラスチック〉				
食品の容器・ボトル等 	文具用品・おもちゃ等 	収納用品・梱包材等 	屋外用品・洗面用具等 	ふた・ラベル等 	台所用品等

次のものは入れないでください！

小型家電・発火の危険のあるもの 例) リチウム電池やライターなど 	刃物類 例) はさみやカッターナイフなど 	金属を含んだもの 例) CDや体温計など 	ゴム・シリコンなど 例) ゴム手袋や輪ゴムなど 	汚れが落とせないもの 例) 納豆やマヨネーズ容器など
---	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

※イラスト出典：経済産業省 (<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

令和4年度に小中野・江陽公民館で実証事業を実施

<結果>

- プラスチックリサイクルの工程上、特に問題なし。
- 生成カーボンの品質も従来品の品質と特に相違なく、還元剤として使用可能。
- 処理方法では、従来比で費用は6.3%増加するものの、CO2排出量は1.9%削減する効果が確認された。

<課題>

- 回収場所に十分なスペースを要し、また頻繁に回収する必要がある。
 - 危険物などの除去作業場所や人員の確保が必要となる。
 - 新たなリサイクルシステムにおける費用の増大。 など
- ⇒課題解決に向け、関係者や環境省との協議進行中。八戸地域ならではのプラスチックリサイクル体制の構築を目指す。

(5) 今後の主な取組(動向)

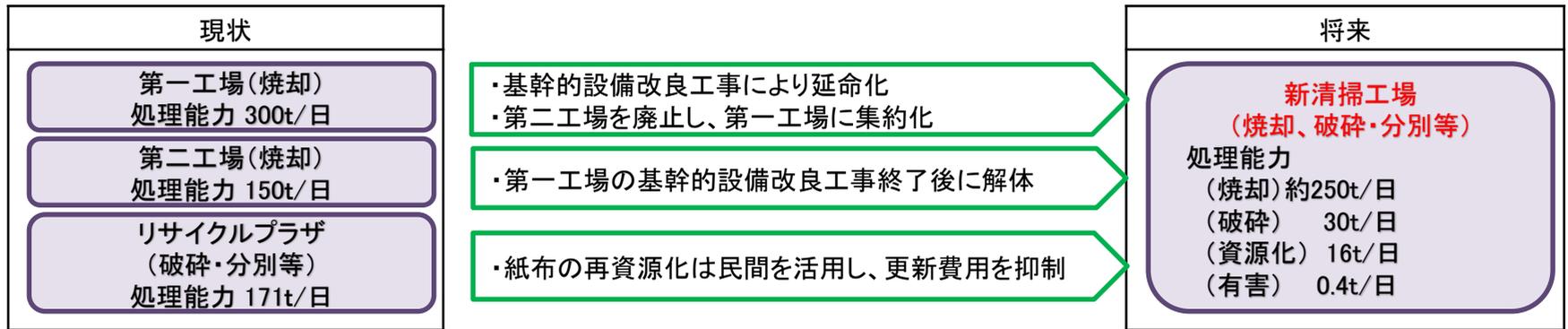
②新清掃工場の整備

【現状と課題】

- ・焼却施設である清掃工場(第一、第二工場)及びリサイクルプラザの老朽化が進行。
- ・清掃工場の長期の運転継続には大規模な主要機器の更新が必要。
- ・第一、第二工場は相互に補完関係にあり、今後のごみ処理の安定性確保に不安。

施設	竣工年度	経過年数
八戸清掃工場第一工場	平成8年度	26年
八戸清掃工場第二工場	昭和54年度	43年
八戸リサイクルプラザ	平成12年度	22年

【施設整備の方向性】



【新清掃工場の整備スケジュール(現時点での想定)】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
新清掃工場建設	建設用地選定		基本計画		基本設計		事業者選定		実施設計・建設工事・試運転						運転開始
			環境影響評価(環境アセスメント)				造成設計・工事								
第一工場基幹的設備改良			第一工場基幹的設備改良工事												
第二工場解体				第二工場解体設計・工事											

(5) 今後の主な取組(動向)

③ごみ処理の広域化

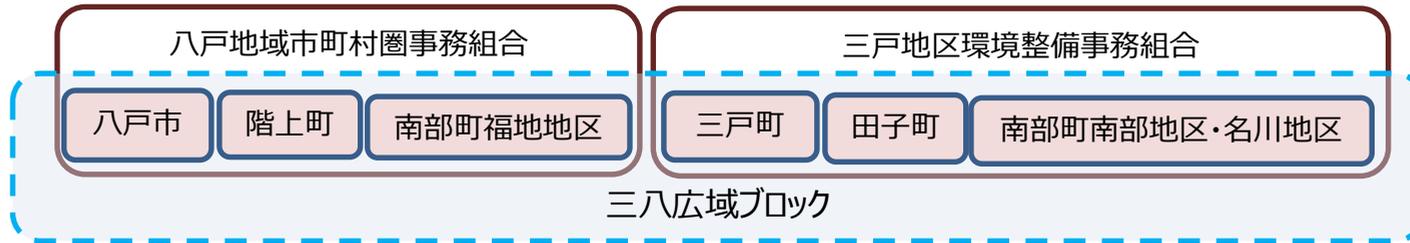
【背景・目的】

国の方針による必要性

国では、持続可能な適正処理の観点等から、「ごみ処理施設の広域化・集約化の必要性」を示しており、「循環型社会形成推進交付金」を活用して焼却施設を新設もしくは延命化をする場合、予めごみ処理の広域化・施設の集約化について検討を行うことが要件。

県の方針による必要性

県の第4次青森県循環型社会形成推進計画では、「三八広域ブロックに所在する3つの処理施設(八戸清掃工場第一工場、第二工場、三戸地区クリーンセンター)において今後施設の更新等の時期をとらえて、施設整備や運営主体のあり方まで含めた、区域内の市町村等による検討を開始すること」とされている。



新清掃工場整備上の必要性

新清掃工場の整備スケジュールでは、令和8年度に一廃棄物処理施設整備基本計画を策定する予定であり、この基本計画の策定には、ごみ処理の範囲や排出量等の設定が必要。

【ごみ処理の広域化に向けた協議の開始】

令和5年度に「ごみ処理広域化・集約化可能性調査」を実施し、一部の自治体に収集運搬や住民の直接搬入での不便が生じる課題があるものの、経済や環境の面での優位性も大きいため、協議によってこれらの課題や諸事項を解決、調整することによって広域化の可能性が十分にあると判断。

令和5年度から広域化に向けた協議を開始し、令和7年度末を目途に広域化の是非を決定。

広域化する場合は、三八広域ブロックのごみを処理するための施設規模を想定した一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定。

(5) 今後の主な取組(動向)

④紙・布の再資源化に係る民間活用

【概要】

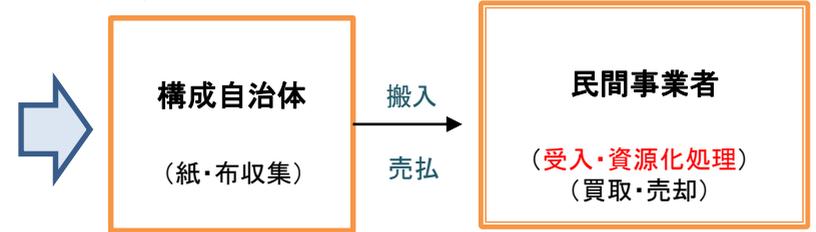
現在、八戸市、階上町、南部町(福地地区)において収集した紙・布は、八戸リサイクルプラザへ搬入し、異物除去・圧縮梱包などの資源化処理を行ったのち、資源物として民間事業者への売払を行っている。

地域全体で資源物(紙・布)の安定的かつ合理的な資源化を行うため、一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、これら資源物(紙・布)の受入れ、買取り、資源化処理を行う民間事業者を公募し、八戸リサイクルプラザでの処理から新たに民間施設での処理に切り替える取組を推進する。

＜現在の処理＞



＜新たな処理＞



【民間活用による効果】

- ・ 八戸リサイクルプラザの維持管理費及び将来の設備更新費用の削減
- ・ 民間事業者の投資を誘引
- ・ 八戸リサイクルプラザ内の紙・布ヤードの転用が可能

【公募型プロポーザル方式による事業者の選定】

- ・ 公募スケジュール
令和6年3月1日～4月30日まで 応募期間
令和6年7月31日まで 提案書提出
令和6年10月4日 審査会の開催
- ・ 応募状況 応募期間に1事業者からの応募あり

【今後のスケジュール】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 令和6年12月 | 選定結果の公表(組合ホームページ等) |
| 令和7年1月 | 1市2町と事業者の協定締結 |
| 令和7～8年度(概ね2年程度) | 事業者の処理体制構築(設備投資) |



令和9年4月から
新たな処理の開始を予定